第6期介護保険事業計画及び第7期介護保険事業計画における各論の構成について

第6期

Ⅰ	1	高齢者の尊厳の保持	(1) 虐待の早期発見・早期対応
			(2) 家族介護者に対する支援
			(3) 権利擁護の推進
	2	総合相談と情報提供の充実	(1) 地域ケア会議の開催
			(2) 地域包括支援センターの体制強化
			(3) 個々のケースに応じた相談・支援の充実
			(4) ケアマネジャーへの支援の充実
	3	介護予防の推進	(1) 一般介護予防事業の推進
	4	生活支援サービスの充実	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
			(2) 生活支援サービスの提供基盤の整備
			(3) 高齢者の自立を支援するサービスの提供
	5	在宅療養生活の支援	(1) 在宅医療・介護連携にかかる関係機関の連携強化
			(2) 在宅医療に関する相談体制の構築
			(3) 在宅医療・介護の推進体制の構築
			(4) 地域住民の意識啓発
			(5) 関係市町間の連携
	6	認知症施策の推進	(1) 認知症サポーターの養成と認知症理解の促進
			(2) 認知症の早期発見，初期支援体制の整備
			(3) 認知症高齢者への見守り・支援の促進
	7	住まいの確保	(1) 適切な居住系サービスの量と質の確保
Ⅱ			
Ⅲ	1	低所得者への配慮	(1) 保険料の所得段階及び料率の見直し
			(2) 利用者負担の公平化
	2	介護給付の適正化	(1) 認定審査の適正化
			(2) ケアプラン点検
			(3) 住宅改修等の点検
			(4) 縦覧点検・医療情報との突合
			(5) 介護給付費通知
	3	事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進	(1) 事業者に対する相談・指導の実施
			(2) 事業者に対する情報提供の充実
			(3) 介護相談員活動の推進
			(4) マンパワーの確保とサービスの質の向上
	4	事業の推進体制	(1) 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会の円滑な運営
			(2) 苦情処理体制の充実
			(3) 広域連合と二市との連携

第7期

Ⅰ	①	地域ケア会議の推進	
	②	総合相談と情報提供の充実	(1) 地域包括支援センターの総合的支援
			(2) 個々のケースに応じた相談・支援の充実
			(3) ケアマネジャーへの支援の充実
	③	介護予防の推進と生活支援サービスの充実	(1) 介護予防・重度化防止の推進
			(2) 生活支援サービスの充実
	④	在宅療養生活の支援	(1) 在宅医療・介護連携にかかる関係機関の連携強化
			(2) 在宅医療に関する相談体制の強化
			(3) 在宅医療・介護の推進体制の強化
			(4) 地域住民の意識啓発
	⑤	認知症施策の推進	(1) 認知症の早期発見，初期支援体制の整備
			(2) 認知症サポーターの養成と認知症理解の促進
			(3) 認知症高齢者への見守りと認知症の人の家族に対する支援の促進
	⑥	高齢者の尊厳の保持	(1) 権利擁護の推進
			(2) 虐待の早期発見・早期対応
	⑦	家族介護者への支援	(1) 家族介護支援事業の提供
			(2) 介護離職防止のための取組
	⑧	安定した居住環境の確保	(1) 住まいの確保と居住環境の整備
			(2) 居住系サービスの質の確保
Ⅱ			
Ⅲ	①	所得に応じた費用負担	(1) 保険料の所得段階及び料率の見直し
			(2) 低所得者への配慮
			(3) 利用者負担の公平化
	②	介護給付の適正化	(1) 認定審査の適正化
			(2) ケアプラン点検
			(3) 住宅改修等の点検
			(4) 縦覧点検・医療情報との突合
			(5) 介護給付費通知
	③	事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進	(1) 事業者に対する相談・指導の実施
			(2) 事業者に対する情報提供の充実
			(3) 介護相談員活動の推進
			(4) マンパワーの確保とサービスの質の向上
	④	事業の推進体制	(1) 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会の円滑な運営
			(2) 苦情処理体制の充実
			(3) 広域連合と二市との連携

1　地域ケア会議の推進

【現状と課題】

地域における情報共有や課題解決のために、これまで、広域連合では、地域包括支援センターにおいて包括三職種ワーキング会議を定期的に開催し、情報の共有や資質の向上に努めてきました。

困難事例の課題解消について、鈴鹿市においては、地域における関係者との連携による個別ケース会議を開催し、亀山市においては、地域包括支援センター職員と在宅介護支援センター職員との定期連絡会議において個別の支援状況を確認するとともに、関係機関、ケアマネジャー、地域代表者との協議を行ってきました。

第６期においては、これらに加え、地域包括ケアシステムの構築に向けて、各圏域の関係機関が意識、課題を共有し、協働して取組を進めるとともに、市が各圏域との連携を深め、各圏域において洗い出された課題を政策につなげるための組織として、二市それぞれにおいて地域ケア会議を設置し、開催してきました。

また、地域ケア会議の機能を各圏域の関係機関に周知し、連携を深めるため、鈴鹿市においては、地区民生委員児童委員協議会の会議や自治会連合会の会議において、地域ケア会議の説明を行いました。

○　地域ケア会議の開催回数

	レベル	名称	平成 27 年度	平成 28 年度
鈴鹿市	個別レベル	個別地域ケア会議	随時	随時
	圏域レベル	鈴鹿市地域ケア（各）圏域会議	12 回	11 回
	市レベル	鈴鹿市地域ケア推進会議	1回	1回
亀山市	個別レベル	在宅介護支援センター定例会	12 回	12 回
		在宅医療連携推進協議会	11 回	11 回
		地域密着型サービス事業所連絡会	11 回	10 回
		居宅介護支援事業所連絡会	2回	4回
		市立医療センター連絡会議	6回	6回
	市レベル（＝圏域レベル）	亀山市高齢者福祉推進協議会	2回	0回

これまで開催した地域ケア会議によって、各圏域毎の課題は洗い出されてきましたが、それらを解決するための方策の検討や施策形成には至っていない状況です。

また、鈴鹿市においては、圏域会議を地域包括支援センターによる地域に密着させる区域で定期的に開催するため、地域との橋渡し役を作ることが必要です。 亀山市においては、個別レベルでの各会議の目的や有効性を確認し、整理していくことが必要です。

【取組の方針】〈鈴鹿市・亀山市・包括〉

今後も、二市において地域ケア会議の開催を継続するとともに、各会議の目的や有効性を確認、整理し、課題検討を行うための市レベルの地域ケア会議の内容を、洗い出した課題を解決するための方策検討や施策形成につながるものへと深めていきます。広域連合においては、市レベルの地域ケア会議での検討結果を介護保険事業の運営に活かせる体制を整備します。

また、圏域レベル会議の定期開催が円滑に進むよう、地域との連携を深めるためのシステムの構築を図ります。

○　開催回数の見込み

市レベル会議の開催		
	鈴鹿市	１回／年
	亀山市	２回／年
圏域レベル会議の開催		
	鈴鹿市	各圏域で２ヶ月に１回開催（４圏域×６回＝２４回／年）
	亀山市	市＝圏域であるため、市レベル会議に含む
個別レベル会議の開催回数		
	鈴鹿市	ケース会議のため、随時
	亀山市	テーマ別会議のため、随時

地域ケア会議のイメージ（鈴鹿市）

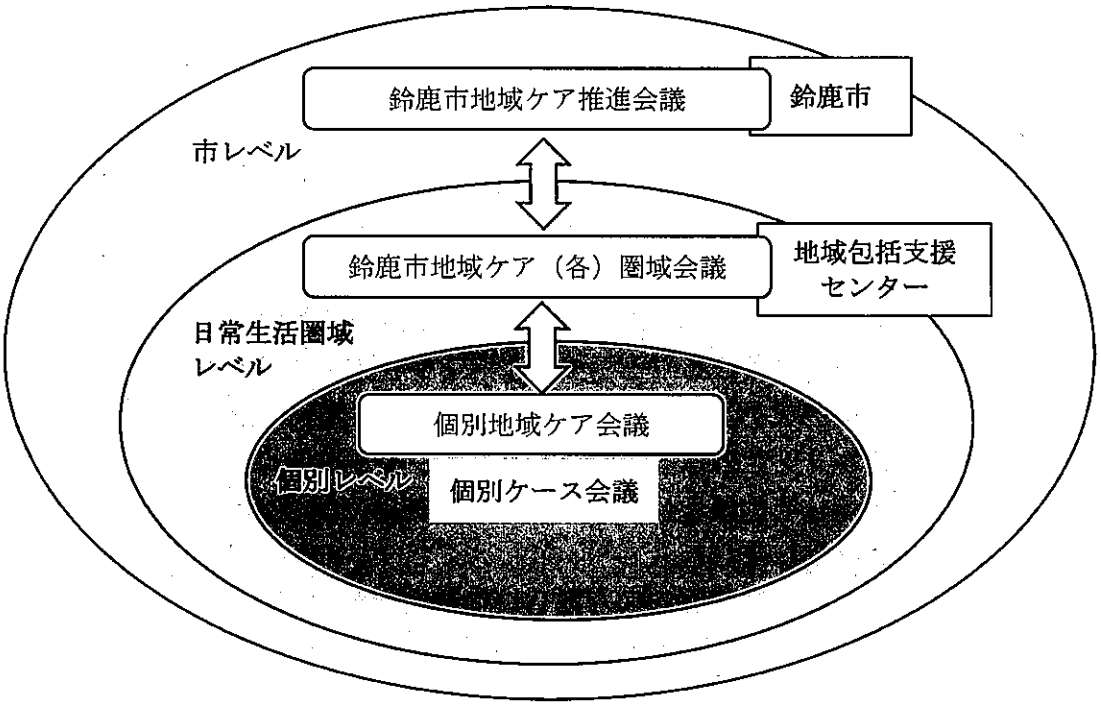

地域ケア会議のイメージ（亀山市）

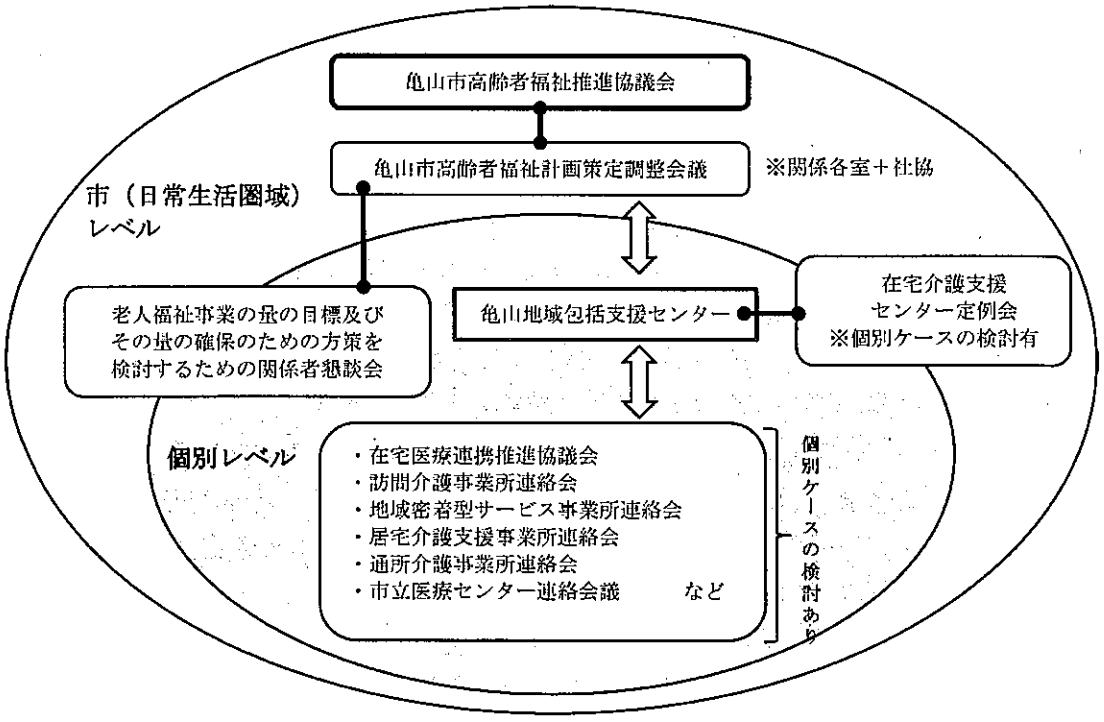

2　総合相談と情報提供の充実

【現状と課題】

広域連合では、平成１８年度に、高齢者等への情報提供と相談の窓口として５つの地域包括支援センターを設置し、以降、職員の増員による相談体制の充実を図ってきました。平成２９年度からは、鈴鹿西部圏域の地理的条件を補うため、鈴鹿西部地域包括支援センターにブランチを設置して相談体制の充実を図り、亀山圏域の３つの在宅介護支援センターと併せて、現在、５つの地域包括支援センターと４つのブランチで情報提供と相談を行っています。

また、二市では認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターの設置により、地域における相談・連携体制を強化するとともに、地域特有のネットワーク資源の把握のため、鈴鹿市では地域ケア圏域会議等の開催により連携の強化を行い、亀山市ではブランチである各在宅介護支援センター職員に民生委員・児童委員の地区定例会への出席を促して地域包括支援センターと在宅介護支援センター、さらに地域の関係機関との連携を強化しました。

地域包括支援センターだけでは対応が難しい相談等については、鈴鹿市では圏域ごとに担当者を決めて、各地域包括支援センターと緊密に連絡する体制をとることによって緊急対応も含めて迅速な対応が可能となっており、亀山市では、ケースや相談に合わせて社会福祉協議会等の関係機関や民間の事業者、ボランティア団体等と連携し対応しています。また、地域包括支援センターでは、従来のケース会議を個別地域ケア会議に位置づけ、多職種が連携して困難事例にあたっています。

併せて、地域包括支援センターの認知度向上のため、広域連合、二市、地域包括支援センターが、それぞれの特性を活かして相談窓口の周知を行っています。

相談件数が増加し、継続した支援や見守りが必要な困難ケースも増加していることから、各圏域内でケースに応じていかに効果の高い連携ができるかが課題となっており、地域包括支援センターの運営委託法人の理解も得ながら、地域包括支援センター、広域連合および二市の担当課（室）の役割分担を明確化することが必要です。

また、地域包括ケアシステムにおける地域共生化を進める国の動向や、地域包括支援センターにおける相談の内容が高齢者問題に限らず多様化しているという現状、また、住民アンケートの結果において、より身近に相談できる窓口が欲しいというニーズが読み取れることから、質と量の面での体制の整備が求められています。

ケアマネジャーへの支援については、広域連合が地域包括支援センターと協力して困難ケースに対応するほか、保険者として情報提供・収集を行い、連携を密に保つとともに、広域連合によるケアプラン点検、地域包括支援センターによる研修会及び事例検討会や勉強会を通じてケアマネジャーの資質の向上を支援しました。

平成 30 年度より居宅介護支援事業所の指定・監督権限が県から移譲され、ますますケアマネジャーとのつながりが強くなることから、困難ケースの個別相談だけでなく、ケア

マネジャー全体の資質の向上や他の職種との連携支援などケアマネジャーがより活動しやすくなるための方策の検討が必要です。

○　地域包括支援センターにおける相談件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度※
鈴鹿西部地域包括支援センター	541	550	285
鈴鹿西部地域包括支援センター（ブランチ）	-	-	
鈴鹿北部地域包括支援センター	356	322	
鈴鹿中部地域包括支援センター	511	617	
鈴鹿南部地域包括支援センター	554	547	
亀山地域包括支援センター（3ブランチ含む）	798	1,164	684

※平成29年度は上半期（4月～9月）の実績

【取組の方針】

（１）地域包括支援センターの総合的支援〈鈴鹿市・亀山市・広域連合〉

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、二市それぞれの市域における地域包括ケアシステムにおいて地域包括支援センターが果たすべき役割や方向性を、二市が広域連合に示す意向を踏まえて、広域連合が地域包括支援センター運営方針により示します。また、広域連合においては、その機能が十分発揮できるように、相談件数および長期的見守りを要する困難事例の増加への対応に必要な人員配置に配慮し、社会福祉協議会等の関係機関や事業者、ボランティア団体等との連携の強化を図ります。併せて、地域包括支援センターの効率的な運営を図るため、点検・評価を実施します。

また、国の動向を注視しながら、身近な圏域において、地域生活課題について分野を越えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等のできる体制整備を検討します。

さらに、介護サービス利用者とその家族だけでなく、地域住民や関係機関に対し、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの認知度を向上するために、広報活動を充実させます。

（２）個々のケースに応じた相談・支援の充実〈鈴鹿市・亀山市・包括・広域連合〉

相談・支援の総合的なコーディネーター役を担っている地域包括支援センターについて、第６期に引き続き、各圏域の状況に応じて、地域住民にとってより身近に相談できる窓口としてのブランチの設置およびサブセンター化による機能強化を検討していきます。

また、多様化する相談に対しては、地域包括支援センターおよび関係機関等と協議しながら対応し、困難事例については、地域ケア会議などを通じて、広域連合・二市とともに解決に導くことができるよう多職種との連携強化を図ります。

（３）ケアマネジャーへの支援の充実〈広域連合・包括〉

介護サービスや総合事業などの支援が必要な高齢者および介護家族への適切な支援につなげるため、ケアマネジャーの資質の向上と関連機関との連携を支援します。

また、地域包括支援センターが会議や研修を通じてケアマネジャーへの助言や支援を行います。

なお、困難事例については、これまでどおり関係機関の協力を得ながら対応していきます。

3　介護予防の推進と生活支援サービスの充実

【現状と課題】

広域連合では平成２９年度から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という。）を開始しており、開始にあたっては、広域連合と二市で協議を重ね、実施するサービスの詳細を決めるとともに、関係団体への説明会、ホームページへの概要等の掲載、広報による制度改正の周知を行いました。

広域連合では、従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護にあたるサービスを現行相当サービスとして引き続き実施し、二市においては、多様なサービスとして、住民主体による支援である訪問型サービスＢと通所型サービスＢ、短期集中予防サービスである訪問型サービスＣと通所型サービスＣを実施し、従来の一次予防事業をすべての高齢者を対象者とする一般介護予防事業に位置づけて実施しています。

加えて二市では、要支援者等を支えていくことを目的とし、ＮＰＯ、民間企業、ボランティア、社会福祉法人などの地域の社会資源を活用して、新たな担い手を発掘・育成し、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する役割を持つ、生活支援コーディネーターを配置しました。

また、鈴鹿市では、高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが、生きがいづくりや介護予防の効果につながることから、平成２７年１０月から鈴鹿いきいきボランティア制度を開始し、活動を通じて高齢者の社会参加・地域貢献を奨励し、元気な高齢者をはじめとした地域の高齢者の活躍の場を創出しています。

亀山市では、介護予防普及啓発事業として、アクティブシニアの活用を図りながら、民間事業者の教材と高齢者の有償ボランティアを活用した脳の健康教室、シルバー人材センターの会員が、高齢者の健康・認知症予防・生活支援をトータルで行う高齢者 QOL 向上支援、介護予防活動における自主活動を希望する団体や指導者育成の支援など、支援される高齢者だけでなく支援する側の高齢者も元気になれるような取組を推進しています。

住民アンケートでは、現在要介護・要支援認定を受けていない高齢者においても、認知・うつ・転倒・口腔の各機能の低下リスクが高い人が２割以上、社会的役割の低下リスクが高い人が半数以上と、生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者が一定数いるとの結果がでており、介護予防・重度化防止の取組を一層強化・推進する必要があります。

さらに、定期的に介護予防の取組状況等を評価・検証することにより、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取組を推進することが必要です。

また、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、生活支援サービスを担っている様々な事業主体と連携して日常生活上の支援体制の充実・強化を図っていくことが必要です。

総合事業では、介護事業所だけではなくＮＰＯや民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、地縁組織、シルバー人材センター等、多様な事業主体が多様なサービスの

実施主体になります。アンケート調査結果では、高齢者全般において健康維持への関心や健康づくり・趣味等のグループ活動への参加意向が高く、高齢者自身が地域の介護予防や生活支援の担い手として活躍することによる介護予防の効果も期待できるため、引き続き、地域での住民主体サービスの担い手の育成・支援を続けることも重要です。

《介護予防・生活支援サービス事業》

○　訪問型サービス　　平成29年10月現在

サービス種別	事業内容
現行相当の訪問介護	訪問介護事業所のホームヘルパーによる現行相当の身体介護、生活援助
訪問型サービスB	日常生活支援（身体介護を伴わない）
訪問型サービスC	訪問による口腔機能向上指導
	訪問による栄養改善指導
	訪問によるリハビリ指導

○　通所型サービス　　平成29年10月現在

サービス種別	事業内容
現行相当の通所介護	デイサービスセンターでの現行相当の生活介護、生活機能向上のための機能訓練
通所型サービスB	原則送迎を伴う、運動・口腔・栄養・認知症等に関する教室
通所型サービスC	送迎を伴う、通所による運動機能向上指導

《一般介護予防事業》　　平成29年10月現在

			事業内容
介護予防把握事業			
	鈴鹿市・亀山市		収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要するものを把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業			
	鈴鹿市・亀山市	介護予防普及啓発事業１	毎週、介護予防教室
		介護予防普及啓発事業２	毎月、介護予防教室
		介護予防普及啓発事業３	地域のサロンで行う介護予防教室
		介護予防普及啓発事業４	地域で老人クラブが行う体操教室
	鈴鹿市	介護予防普及啓発事業５	保健センターで行う介護予防教室
		介護予防普及啓発事業６	公民館で実施する介護予防教室
		介護予防普及啓発事業７	出前介護予防教室
	亀山市	介護予防教室１	介護予防に関する講演、教室
		介護予防教室２	トレーニング室を利用した運動教室等
		脳の健康教室	教材等を活用して行う介護予防教室
		料理講習会	食（栄養）に関する講話や調理実習
		高齢者 QOL 向上支援	介護予防教室の開催、健康手帳等の訪問配布
地域介護予防活動支援事業			
	鈴鹿市	鈴鹿いきいきボランティア制度	介護施設でのボランティア活動に対する支援
		地域活動組織、人材の育成および支援	通いの場で活動する指導者の養成
	亀山市	健康づくり応援隊養成講座	地域で健康づくり活動のリーダーの育成
		しゃきしゃき体操	体操教室卒業者が自主的に活動しているグループに対する支援
		介護予防活動指導者養成講座	地域で活動する介護予防活動指導者の養成講座
地域リハビリテーション活動支援事業			
	鈴鹿市・亀山市		歯科衛生士・薬剤師・栄養士・理学療法士など講師登録した講師を「介護予防普及啓発事業３」を実施する場に派遣
一般介護予防事業評価事業			
	鈴鹿市・亀山市		介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業等の評価を行う

○ 介護予防・日常生活支援総合事業の構成（厚生労働省資料）

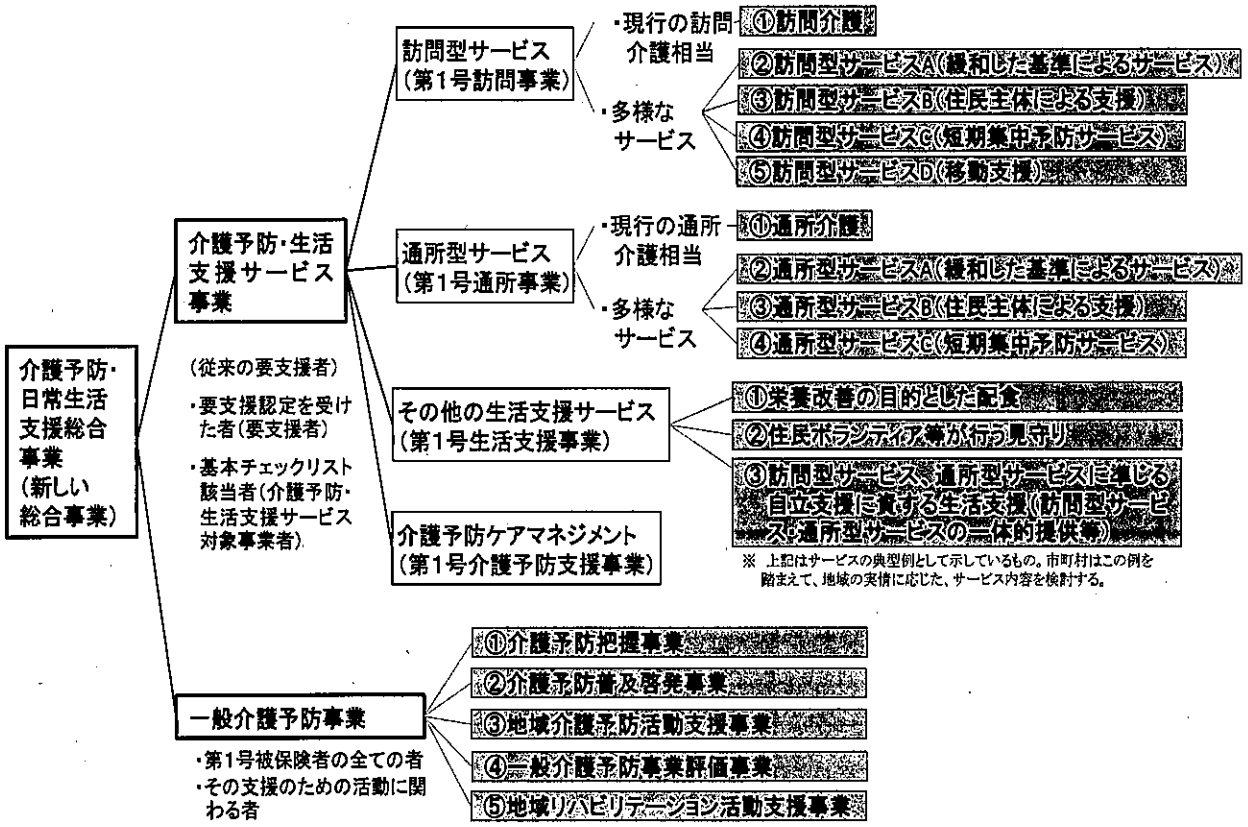

【取組の方針】

（１）介護予防・重度化防止の推進〈鈴鹿市・亀山市・広域連合〉

第６期で総合事業として実施した事業を引き続き継続するとともに、地域の高齢者のニーズや地域資源の状況などを把握し、取組状況や効果を検証しながら事業内容の見直し等を行い、地域の実情にあったサービスの開発や担い手の発掘・養成を行います。

緩和した基準によるサービスについては、国の動向に注目しながら、実施を検討します。

また、二市は、高齢者自身が社会参加し担い手となることにより介護予防を図るため、高齢者の地域活動への支援を進めます。

（２）生活支援サービスの充実〈鈴鹿市・亀山市・広域連合〉

第６期で総合事業として実施した事業を引き続き継続するとともに、地域の高齢者のニーズや地域資源の状況などを把握し、関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携の体制づくりなどネットワーク構築を進め、必要に応じ地域の実情にあったサービスの開発や担い手の育成・支援を行います。

緩和した基準によるサービスについては、国の動向に注目しながら、実施を検討します。

また、二市は、生活支援コーディネーターがより身近な地域で活動し、地域の実情にあったコーディネート活動ができるよう、体制の整備を図ります。

4　在宅療養生活の支援

【現状と課題】

アンケートによると、介護や医療が必要な状態になっても在宅で療養生活を送りたいという意向は高く、また、医療病床数にも限りがあることから、在宅療養生活を支えるための医療と介護の連携強化は急務となっています。

第６期において、二市では、地域資源を活かした在宅療養生活の支援に向けた、地域の医療・介護資源や課題の把握に努めました。

鈴鹿市では「鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議」の事務局を医師会から市に移し、鈴鹿市医師会とともに第２層の医療・介護・福祉等の連携体制の構築を進めました。併せて、地域の医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護サービスに関する相談受付や連絡調整、情報提供を行う窓口の設置に向け関係機関と協議を重ねました。

亀山市では、在宅医療連携推進協議会および多職種連携会議を開催し、亀山市在宅医療連携システム（かめやまホームケアネット）の更なる体制強化を図るとともに、ケースを通してベッドサイドカルテを作成し、在宅医療の実践に向けた多職種間の情報共有による連携の強化を図りました。また、亀山市立医療センターに専任の相談員を配置した地域相談室を設置し、同センター機能と連携しながら在宅医療・介護連携におけるコーディネートおよび相談を実施しています。

今後も、二市において関係者間および関係市町間の連携会議を継続実施するとともに、会議の参加団体の拡大等による協議・連携の場の充実を図り、在宅医療・介護連携におけるコーディネートおよび相談の場の確保・充実についても引き続き検討が必要です。併せて、各機関が役割の明確化を行うことによる連携の強化と、各機関や職種が所管する情報を効率的に共有できるネットワークの構築が必要です。

広域連合においては、現在、看護小規模多機能型居宅介護のサービス事業所が１か所整備されていますが、住民アンケートにおいて介護が必要になっても自宅での生活の継続を望むご意見が多数あることや、介護する家族の負担軽減とレスパイト・ケアの充実が求められていることから、２４時間３６５日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築を目的として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護などの介護サービス提供基盤の整備を、在宅医療のニーズを見極めながら進めていく必要があります。

在宅療養生活や看取りについては、高齢者自身が元気なうちに家族など周囲の人に対して意向を表明し、周囲は本人の意向にあった対応方法を事前に知っておくことが重要です。二市においては、在宅療養生活や看取りに関する正しい知識の普及を図るため、パンフレットの配布や講演会の実施による地域住民の意識啓発を実施しています。在宅療養生活の意向は高いにも関わらず、理解は十分でないことから、リビングウィルやエンディングノートによる意思表示の重要性と在宅療養生活に関する周知・啓発を、引き続き実施していく必要があります。

【取組の方針】

（１）在宅医療・介護連携にかかる関係機関の連携強化〈鈴鹿市・亀山市〉

地域資源を活かした在宅療養生活の支援のため、把握した地域の医療・介護資源や課題の整理と活用を進めるとともに、鈴鹿市における地域包括在宅医療ケアシステム運営会議、亀山市における在宅医療連携会議および多職種連携会議については、各会議の役割や目的を明確化し、連携を強化します。また、各職種が持つ情報を効率的に共有するため、情報のデータ化やＩＣＴの活用も含めた情報共有ネットワークの構築を検討します。

併せて、二市だけでなく隣接する市町との連携を強化し、在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、情報共有の方法等を含む医療介護連携の取組の充実を図ります。

（２）在宅医療に関する相談体制の強化〈鈴鹿市・亀山市〉

鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議、亀山市の在宅医療連携推進会議および多職種連携会議の連携のもと、地域の医療・介護関係者等に対して在宅医療・介護サービスに関する相談受付や連絡調整、情報提供を行う窓口の確保・充実を図ります。

（３）在宅医療・介護の推進体制の強化〈鈴鹿市・亀山市・広域連合〉

医療職・介護職相互の知識の向上と理解を促すため、グループワークや外部講師の講義や研修等を実施します。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護については、家族の介護離職防止対策や在宅医療のニーズを見極めながら整備を進めます。

（４）地域住民の意識啓発〈鈴鹿市・亀山市〉

リビングウィルやエンディングノートによる意思表示の必要性と在宅療養生活や看取りに関する正しい知識の普及を図るため、講演会開催やパンフレットの作成・配布等により、高齢者と介護する側、家族を含めた地域住民に対する意識啓発活動を進めます。

5　認知症施策の推進

【現状と課題】

高齢者の増加に伴い認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症の早期発見・早期対応と認知症に対する理解のさらなる促進が求められています。

二市では、第６期において、各圏域に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期対応に努めました。併せて、認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症の方への支援を進めるとともに、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員、地域包括支援センター職員やその他関係者による会議においてチームの活動について検討を行いました。さらに、誰もがアクセスできる認知症のスクリーニングシステムを市ホームページに掲載し、認知症の早期相談につなげました。

また、鈴鹿市においては、認知症初期集中支援チームによる軽度認知障害（ＭＣＩ）の早期発見・相談を促すためのチェック方法の検討を行っています。

亀山市においては、認知症ケアにおける多職種協働の重要性を習得する認知症多職種協働会議を定期的に開催し、連携の強化を図っています。

しかし、認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員の活動についての周知は十分とはいえない状況であり、医師会や医療機関など関係機関と連携しながら、引き続き、市民や各事業所への周知啓発を行っていく必要があります。また、認知症初期集中支援チームの体制を強化するとともに、認知症地域支援推進員の効果的な配置と地域包括支援センターとの連携に努め、認知症の相談に重点的に対応できる体制を充実する必要があります。

認知症の正しい知識や理解を普及するため、二市では、地域団体や学生、医療関係者など、あらゆる年齢層を対象とした認知症サポーター養成講座を実施し、これまでに二市合わせて平成２８年度末時点で１万人を越える認知症サポーターを養成するとともに、認知症ケアパスの更新・普及に努めています。

併せて、鈴鹿市では鈴鹿市認知症キャラバン・メイト連絡協議会を設置し、キャラバンメイトの組織化・活動支援を行い、情報交換や活動促進を実施しています。

今後は、引き続き認知症への理解を促進するため、認知症ケアパスの定期的な更新と認知症サポーター養成講座の継続・推進に加え、認知症サポーターのステップアップや活動の場を創設する必要があります。

認知症高齢者などの見守りと徘徊者の早期発見のため、二市において、地域における環境や体制整備に努めるとともに、各機関と連携し、体制の強化を図りました。また、亀山市では、認知症高齢者の居場所づくりとその家族の負担を軽減するため、認知症カフェを開催しています。

見守り体制の充実にあたっては、民間事業者も含めた多様な主体との連携を検討する必要があります。また、家族介護支援事業による徘徊高齢者探索サービスについては、二市ともに利用率が低いことから、今後の事業について、見直しを含めた検討が必要です。認

知症高齢者の居場所づくりとその家族の負担軽減については、認知症高齢者の居場所としての認知症カフェにとどまらず、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援することで、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図る必要があります。

【取組の方針】

（１）認知症の早期発見、初期支援体制の整備〈鈴鹿市・亀山市〉

認知症初期集中支援チームのより効果的な連携や運用の方法を検討するとともに、チームについての情報提供や周知を強化します。

また、認知症地域支援推進員が関係機関および地域と連携し、活動を推進できるような体制の整備を図ります。

（２）認知症サポーターの養成と認知症理解の促進〈鈴鹿市・亀山市〉

引き続き、認知症サポーターの養成を推進するとともに、キャラバンメイト同士の連携を深め、情報交換ができる体制を強化し、活動支援を進めます。加えて、認知症サポーターからステップアップした支援ボランティアを育成し、活躍できる場を創出します。

また、市民によりわかりやすい認知症ケアパスの作成を目指し、定期的に更新を行います。

市民自らが認知症を知り、認知機能を確認し、認知症予防に努められるよう、認知症に対する理解の促進を図ります。

【事業量の見込】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症サポーター数（新規の養成人数）				
	鈴鹿市　（人／年）	4,000	4,000	4,000
	亀山市　（人／年）	300	300	300

（３）認知症高齢者への見守りと認知症の人の家族に対する支援の促進〈鈴鹿市・亀山市〉

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援することで、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、認知症カフェ等による支援を実施します。

また、徘徊高齢者探索サービスについては、利用促進に向けた方策、またはそれに代わる対策を検討します。

6　高齢者の尊厳の保持

【現状と課題】

高齢者の権利を擁護するため、二市では後見開始の審判の請求を行う親族がいない高齢者について市長申立を実施し、低所得者については審判申立費用助成金および成年後見人等報酬助成金を交付することにより、成年後見制度の利用を支援するとともに、関係機関と連携して、利用促進のための研修会の開催等による成年後見制度や権利擁護に関する情報提供と啓発を行っています。

また、それぞれの社会福祉協議会において、成年後見や権利擁護に関する相談窓口を設置して必要な支援につなげるとともに、日常生活の自立を支援するための金銭管理やサービス利用に係る支援等の権利擁護事業が実施されています。

第６期において、鈴鹿市では、市長申立に係る親族調査等業務に係る協定を三重県行政書士会と締結し、成年後見制度の利用支援を円滑に進められる体制を整備するとともに、鈴鹿市社会福祉協議会の主催で鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議が開催されました。

亀山市では、権利擁護に関する相談・啓発等の一部業務を社会福祉協議会に委託し、事業を進めています。

成年後見制度の利用については、親族の支援が受けられないケースが多発していることから、市長申立が必要な場合の対応力を強化し、制度に関する理解が進むよう引き続き啓発を行うとともに、必要な支援をスムーズに行えるよう、三重県行政書士会や社会福祉協議会などの関係機関との連携を深めることが求められます。

また、広域連合では、高齢者の虐待防止を図るため、介護保険施設内において発生した虐待事象について、事業所に対して内容の報告を求め、再発防止策の指導を行っています。

鈴鹿市では、虐待防止ネットワークの構築に向けた取組を進めており、現在は、地域包括支援センターとの緊密な連携を図って虐待事例に対応しています。また、県の虐待防止チームと委託契約を締結して、弁護士との相談が随時可能な体制を整えました。

亀山市では、亀山市高齢者障がい者虐待防止対策代表者会議を開催して事例検討や意見交換を行い、虐待の早期発見が図られるよう、関係機関との連携を密にしました。

しかし、近親者からのＤＶや年金搾取、介護放棄（ネグレクトを含む）等への対応が飛躍的に増加しており、多くの困難事例に直面しています。また、家庭内における虐待は表面化しにくく、発見しにくい側面を持っているため、早期発見を促す取組が必要です。

○　成年後見制度利用者数と平成２８年度市長申立件数

	成年後見制度利用者数（平成29年7月時点）	市長申立件数	
		平成27年度	平成28年度
鈴鹿市	237	0	3
亀山市	37	0	1

	成年後見申立件数（平成27年1月～12月）	うち市長申立件数
津家庭裁判所管内	407	60

○　虐待対応状況

		平成27年度	平成28年度
家族等による虐待への対応件数	鈴鹿市	24	18
	亀山市	9	9
介護保険施設での虐待への対応件数	鈴鹿市	1	2
	亀山市	0	4

【取組の方針】

（１）権利擁護の推進〈鈴鹿市・亀山市・包括〉

成年後見制度の利用促進や地域の連携ネットワークづくりの推進に向け、二市において、成年後見制度利用促進基本計画の策定を検討します。

社会福祉協議会、日常生活自立支援センター、鈴鹿亀山消費生活センター、鈴鹿市後見サポートセンター「みらい」などの関連機関と連携しながら、支援が必要な人へのサポートを継続します。

また、市長申立が必要な場合の対応を強化し、三重県行政書士会との連携を深めて迅速な申請につなげるとともに、社会福祉協議会等による法人後見の推進や、市民後見の啓発に努めます。

（２）虐待の早期発見・早期対応〈鈴鹿市・亀山市・地域包括支援センター〉

地域包括支援センターとの間で、早期に介入していくための連携体制の深化を図るとともに、二市それぞれが関係機関との連携体制をさらに密にし、虐待を未然に防止できる体制を推進します。

また、介護施設従事者等に対して集団指導等による虐待防止の指導を継続するとともに、家族介護者への虐待に関する正しい知識の周知や負担軽減による虐待の未然防止に努めます。

虐待が発生した際には、二市と担当の地域包括支援センターが連携し、関係機関との調整を図った上で、保護と支援にあたります。

7　家族介護者への支援

【現状と課題】

要介護者を介護する家族の経済的・精神的な負担を軽減するため、鈴鹿市では相談窓口にケアマネジャーを１名配置して、介護者や高齢者自身からの相談に対し適切なアドバイスや情報提供を行っています。

亀山市では、高齢者の相談窓口である在宅介護支援センターとの会議を月１回開催し、情報共有と連携強化を図るとともに、高齢者とその家族を対象とした２４時間３６５日受付の電話健康相談を実施しています。

また、地域包括支援センターでは、介護者のつどいを開催し、介護者への相談・支援の充実を図っています。

介護用品支給等による支援についても、一部事業内容を見直した上で、引き続き実施しています。

しかし、「介護者のつどい」や窓口への相談に訪れず一人で悩みを抱え込む介護者や家事等を苦手とする男性介護者など、支援が必要であるにも関わらず支援の手が届きにくい介護者等について、各包括支援センターとの意見交換および情報共有を図り、介護者のニーズを把握した上で、より一層の支援が必要です。

家族介護支援事業等についても、利用実績が見込みと比べて低い事業があるため、介護者のニーズを把握し、事業内容の見直しの必要性も含めた検討を実施する必要があります。

また、家族介護を理由とした介護者の離職の防止について国が対策を講じており、保険者として必要な介護サービスの整備等の対策が求められています。

【事業の実績】

家族介護を支援する事業

			平成27年度	平成28年度
鈴鹿市	介護用品支給事業	実利用人数	479	533
	徘徊高齢者探索サービス	新規利用人数	3	0
	配食サービス	実利用人数	327	326
亀山市	介護用品支給事業	実利用人数	521	606
	家族介護慰労金支給事業	実利用人数	0	1
	配食サービス	実利用人数	36	31
	緊急通報システム事業	実利用人数	244	230
	電話健康相談（高齢者相談分）	実利用人数	43	200

【取組の方針】

（１）家族介護支援事業の提供〈鈴鹿市・亀山市・包括〉

介護者の相談窓口の周知および介護に関する情報提供の充実とともに、相談窓口の充実を図ります。また、「介護者のつどい」をより参加しやすいものとするとともに、男性介護者を対象とした「介護者のつどい」についても住民への周知を強化し、定着に努めます。

介護用品支給等の事業については、ニーズを把握するとともに、利用促進に向けた周知・広報の拡大や、事業内容の見直しの必要性も含めた検討を行います。

（２）介護離職防止のための取組〈広域連合〉

国が示す介護離職防止のための施設整備方針を考慮し、管内の施設整備を進めます。

8　安定した居住環境の確保

【現状と課題】

鈴鹿市では、市営住宅への高齢者等の優先入居や社会福祉協議会による「あんしん賃貸住宅支援事業」により、高齢者の住まいの確保および住宅に関する情報提供を行っています。また、サービス付き高齢者向け住宅については、第５期から引き続き都市計画に沿って市街化区域への誘導を図りました。

亀山市では、住まいの質の向上を図るため、施設の適切な管理・運営への働きかけとして、適正な連携のあり方について議論を深め、各連絡会議・事業所の運営推進会議を通して、相談しやすい関係の構築に努めました。

鈴鹿亀山地区においては持家率が高く、住宅の量的不足はありませんが、家族形態が変化し、高齢者一人暮らしや高齢者のみの世帯が増える中で、求められる住まいのニーズも変化しており、すぐには介護サービスを必要としないが、将来を見据えてサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへの住み替えを検討するケースも散見されます。しかし、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについては、介護保険サービス外の居住系サービスであることから、保険者による指導・監督権が及ばないためサービスの質の実態が把握しにくいという課題があります。

【取組の方針】

（１）住まいの確保と居住環境の整備〈鈴鹿市・亀山市〉

二市が実施する既存事業の継続に加え、空き家バンクの活用等、住宅に関する情報提供等の入居支援に向けた関係機関との連携強化を検討します。

（２）居住系サービスの質の確保〈鈴鹿市・亀山市・広域連合〉

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについて、併設の介護サービス事業所職員との交流の中で、相談や連携を図るとともに意見交換の機会の創出を検討します。また、高齢者が安心して在宅生活を送るための住宅改修事業の利用を支援するため、住宅改修理由書作成費助成事業（地域支援事業）を継続実施していきます。

1　所得に応じた費用負担

【現状と課題】

第６期の保険料については、所得段階を、国の９段階を基礎としながら第２段階に独自の料率を設定して低所得者の負担軽減を図るとともに、第９段階を３つに細分化し、所得の多い被保険者には国の基準を超える料率とすることにより、所得に応じた負担となるよう設定しました。また、低所得者の負担軽減を目的に、一部の段階において公費による保険料率の軽減を実施しました。

また，利用者負担軽減制度についても，国の動向を注視しながら、被保険者の負担能力に応じた費用負担となるよう努めるとともに、周知、運用を適切に行う必要があります。

一方、一定以上の所得者については，介護保険法の改正を受け、利用者負担を１割から２割に引き上げ、また、一定以上の資産保有者に対する補足給付を制限することにより利用者負担の公平化を図りました。

【取組の方針】〈広域連合〉

（１）保険料の所得段階及び料率の見直し

介護保険料の所得段階については、国による９段階の標準段階を基礎としながら、次の表のとおり設定しました。

（２）低所得者への配慮

介護保険料について、一部の段階において低所得者への配慮を目的とし、引き続き、公費による負担軽減を図ります。

また、低所得者に対する利用者負担の支援のため、ホームヘルプサービス利用者等に対する利用者負担の軽減及び社会福祉法人による利用者負担の軽減を、国の基準に基づき実施します。併せて、管内社会福祉法人に対する制度への賛同依頼の文書送付については、今後も継続して実施します。

（３）利用者負担の公平化

法改正を踏まえ、一定以上の所得者の自己負担を現行の２割から３割とすることなどにより、制度を支えていきます。

2　介護給付の適正化

【現状と課題】

高齢者人口の増加により介護給付費など介護保険制度に必要な費用は増大しており、今後は後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回ることにより、さらなる費用の増大が予測されます。

必要な人が必要なサービスを必要な時に受けられる一方で、必要ではない介護費用の抑制を図り、介護給付の適正化を進めることで、介護保険事業の健全化と継続性を確保するとともに、保険料の上昇抑制や安定した保険財政の運営につなげることが必要です。

広域連合では、（1）認定審査の適正化、（2）ケアプラン点検、（3）住宅改修等の点検、（4）縦覧点検・医療情報との突合、（5）介護給付費通知の５つの取組により、介護給付の適正化を図ってきました。

これら５つの取組により、介護給付の適正化に一定の効果が現れていることから、今後もこれらの取組を継続し、介護保険事業の安定的な運営につなげる必要があります。

○　認定審査適正化の実績

	平成 27 年度	平成 28 年度
新任調査員研修	1 回	1 回
介護認定審査会委員現任・新規研修	1 回	1 回
介護認定主治医研修会	1 回	1 回
合議体長会議	1 回	1 回

○　ケアプランチェックの実績

	平成 27 年度	平成 28 年度
ケアプラン点検実施回数	12 回	12 回

【取組の方針】〈広域連合〉

県が作成する第４期介護給付適正化計画を踏まえ、今後も認定審査の適正化と介護給付の適正化のための以下の事業を継続実施します。

（1）認定審査の適正化

訪問調査により作成される調査票について、広域連合職員による全件点検実施を継続するとともに、要介護認定の統一性、公平性を確保するため、認定調査員の研修を行うとともに医師会の協力を得て、介護認定主治医研修会を行い、認定調査票と主治医意見書の質の向上に努めます。

また、認定審査会の適正化を図るため、県等と連携し、認定審査会委員研修会を実施するとともに、合議体長会議の開催により合議体間の平準化に努めます。

（２）ケアプラン点検

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるかを地域包括支援センターと協力して行います。また、利用者に必要なサービスであるかを点検することにより、給付の適正化やケアマネジャーのプラン作成能力の向上を目指します。

（３）住宅改修等の点検

第６期においては、住宅改修の手引きをホームページに掲載し、住宅改修の手順や留意事項等を周知することで、給付対象外工事の施行等のトラブル等の防止を図りました。

引き続き、利用者の身体状況に応じた給付対象となる住宅改修であるかを、住宅改修工事前の事前協議にて確認し、給付の適正化を図ります。

また、福祉用具購入についても、利用者の身体状況に応じた給付対象となる購入であるか、支給申請時に確認し、給付の適正化を図ります。

（４）縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会に委託し、医療と介護の重複請求や事業所からの請求内容誤りなど不適切な請求がないか確認します。

（５）介護給付費通知

利用者に、事業所からの介護報酬費用を通知することで、改めて利用者自身が受けているサービスを確認し、不適正な請求を防ぎます。

3　事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進

【現状と課題】

広域連合は、地域密着型サービス事業者に対し、指定権者として集団指導や実地指導を実施し、適正な運営を指導するとともに、事業者からの相談には随時対応しています。

また、制度改正の周知や緊急の災害情報、感染症情報などについて、広域連合のホームページや広報を通じた情報提供に加え、県のメール配信システムへの登録を促すことにより、情報提供の迅速化と確実性を確保しています。

併せて、介護相談員を管内の事業所に派遣し、利用者の声を聞き取るとともに、事業者・介護相談員及び保険者との三者懇談会を開催し、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行い、サービスの質的向上に努めています。

また、介護人材の育成は急務であることから、人材育成のための研修機会を確保するため、事業者に対し、研修を計画的に実施するよう働きかけています。

今後も、事業者に対する相談・指導及び情報提供を継続することによりサービスの質的向上を図るとともに、平成３０年度からは、権限移譲により居宅介護支援事業所の指定権者が県から保険者に変わるため、相談件数の増加や指導対象事業者の増加に対応するための体制整備の検討が必要です。

【取組の方針】〈広域連合〉

（１）事業者に対する相談・指導の実施

事業者からの相談への随時対応、及び地域密着型サービス及び総合事業の事業者に対する国の方針と広域連合の運営基準条例に基づく指導等を引き続き実施します。

また、居宅介護支援事業所の指定権限が保険者となることによる対応を円滑に進めるため、県等関係機関との連携の強化を図ります。

（２）事業者に対する情報提供の充実

今後も引き続き、メール配信やＦＡＸ、ホームページを活用して、事業者に対する情報提供を行うとともに、制度改正の周知や緊急の災害情報、感染症情報などについては、より迅速な情報提供が可能な三重県のメール配信システムへの登録を促します。

（３）介護相談員活動の推進

サービス利用者とサービス提供事業者の間に入り、利用者から疑問や不満・不安を聞き取ってその解消を図るとともに、事業者のサービスの質的向上につなげるため、介護相談員派遣事業を引き続き実施します。また、対象事業者の増加に対応するため介護相談員活動の派遣方法の見直しを検討します。

併せて、介護相談員と事業者・保険者の三者による懇談会を継続実施し、サービスの質

的向上を図ります。

（4）マンパワーの確保とサービスの質の向上

利用者のニーズに応じた質の高いサービス提供を行うため、介護人材の技術等の向上のため人材育成研修の充実を事業所に働きかけます。また、地域密着型サービス事業者や総合事業の指定事業者等に対し、実地指導や集団指導、情報提供等を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

4　事業の推進体制

【現状と課題】

広域連合は、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会を定期的に開催し、地域包括支援センターの事業運営や地域密着型サービス提供事業所の指定審議、指定変更等の報告を行うことにより、介護保険事業の適正な運営を促すための第三者による検討や助言の場を設けています。

また、保険料の賦課徴収事務については二市に、地域支援事業については二市及び地域包括支援センターに委託し、住民により身近で地域の実情にあった事務や事業の実施ができる体制をとっています。

介護保険サービスや地域密着型サービスに関する苦情については、広域連合及び地域包括支援センター窓口で随時受け付け、事例ごとに内容及び対応を記録して、組織内での情報共有と対応の迅速化を図るとともに、苦情の内容に応じ、地域包括支援センターや県と連携して対応しています。

今後も、介護を必要とする高齢者が安心して介護予防に取り組み、また、サービスを受けられるよう、運営委員会を通じて事業の適正運営を図るとともに、迅速かつ適切な苦情対応に努める必要があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度
鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会実施回数	3回	3回

【取組の方針】〈広域連合〉

（1）鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会の円滑な運営

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会を今後も定期的に継続実施し、介護保険事業にかかる総合的な評価、運営管理のための検討機関として活用を図ります。

（2）苦情処理体制の充実

相談・苦情に対して、適切かつ迅速に対応できるよう、広域連合と地域包括支援センター窓口での対応を強化するとともに、関係機関との連絡・連携を強化します。

（3）広域連合と二市との連携

引き続き、介護保険料の賦課徴収事務については二市、地域支援事業については二市及び地域包括支援センターに委託します。

賦課徴収事務については、広域連合より適正な賦課徴収事務の実施に向けた実施方針を示すとともに、二市と広域連合による賦課徴収担当者会議の中で、収納率の向上に向けた方策や効率的な事務の実施方法等について協議・検討を行いながら、保険財政の健全性の

確保に努めます。

また、地域支援事業については、二市・地域包括支援センターとの連携のもと、地域における現状や課題、高齢者の状況を把握し、地域の実情に応じた事業の展開を検討する必要があります。